

平成28年度第3回行政評価委員会

日 時：平成28年7月27日18時30分～21時25分

場 所：さざなみ館 1階第2研修室

出席者：妹尾克敏委員長、倉澤生雄委員、三原春美委員、日野桂子委員、西田和眞委員、木本敦委員

事務局：空岡・小笠原・岡井

傍聴者：なし

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

(1) 第2回会議録の確認

平成28年度から始まった第2次伊予市総合計画に基づく新たな行政評価システムの説明に関する説明を行った。そこで委員から頂戴した意見（人工数の考え方、人件費を含めた事業費の取扱い）はシートに反映した上で、職員説明会を実施した。また平成27年度事務事業の進捗状況については、全て完了しており、今年度の評価対象事務事業数は34である。

(2) 行政評価（外部評価）

No. 1	住民自治推進事業（総務課）	……………	P 2～8
No. 2	消防団施設事業（危機管理課）	……………	P 8～13
No. 3	議会運営事業（議会事務局）	……………	P 13～18
No. 4	公民館一般事務（社会教育課）	……………	P 18～21
No. 5	施設型給付・地域型保育給付事業（子育て支援課）	………	P 22～26
No. 6	放課後児童健全育成事業（子育て支援課）	……………	P 26～31
No. 7	ぐんちゅう保育所運営事業（子育て支援課）	……………	P 31～35

(3) 次回の委員会日程

第4回委員会は8月10日（水）18時30分～

第5回委員会は9月7日（水）18時30分～

(4) その他

（委員）当日の資料配布、差替えに関し、当日に渡されてもぱっと目を通すのは厳しいので、できる範囲で事前に配るようお願いしたい。

（事務局）次回の対象事業資料を配布するので、お目通しいただきたい。

3 閉会

行政評価（外部評価）議事録

No. 1 住民自治推進事業（総務企画課）

総合計画の位置付け：参画と協働の郷（くに）づくり、住民自治の推進

根拠法令：住民自治基本条例

妥当性評価：事業の目的のとおり、行政が推進に関与しなければならない。

有効性評価：まだまだ事業成果を上げなければならない。その余地がある。

効率性評価：活動指標の実績が上がらず、もっと適正な事業手段の検討を加える必要がある。

（総務課）

市町村合併後、住民自治の推進をするために、特に中山・双海地域で地元住民に説明を繰り返したものの、組織化の必要性や意識の醸成が図れず、成果が上がってないのが現状である。今後は、第2次伊予市総合計画にも参画協働推進都市の創造という基本目標を掲げており、自治基本条例の理念に基づいて、地域コミュニティの充実、協働によるまちづくりを推進することとしている。これまでの住民自治推進事業を見直す転換期に来ていると考えている。

（委員）

直接事業費が11,779千円とあるが、このお金は何に使われたのか。事業内容は分かるのだが、事業活動の実績欄に勉強会や担当者打合せ会などある。勉強会だけでは何の勉強会かも分からないし、事業自体があまりにぼんやりし過ぎており、何に力を入れているのか分かりにくい。その辺りお聞かせ願いたい。

（総務課）

まず人件費は0.5人工で402万円である。直接事業費1,178万円の内訳としては、地域おこし協力隊3人分の人件費が約600万円である。ほかに地域おこし協力隊の活動等の支援経費である。これらの経費は、特別交付税の算定対象となっている。支援経費には、東京や大阪で開催される移住フェア、愛媛県の地域おこし協力隊の合同募集説明会への参加経費、まちづくり先進地への視察などが含まれている。

（委員）

なるほど。地域おこし協力隊には人件費も支払われているということであるが、それなりの成果は上げておられるということだろうか。

（総務課）

これまで地域おこし協力隊を卒業された方で、ご家族も含め2地域おこし協力隊の方が伊予市に定住されている。地域おこし協力隊は1年から3年の雇用となっている。この期間は、総務省が地域おこし協力隊という制度を創設した

ときに、興味のある地域に出向いて、その地域の良さを知った上で、地域おこし協力隊の仕事をしながら自立するための期間という認識をしている。移住に興味を持って、地元根付いた方々が2人おられるということである。

(委員)

地域おこし協力隊の人が定住するのが目的ではなく、その方たちがほかの人に向けてアピールして定住を進めることもあるのだろう。

(総務課)

お見込みのとおりである。

(委員)

この事業目的を実施するために、総務課と地域おこし協力隊による事業推進の組織図のようなものはあるのだろうか。

(総務課)

組織図は基本的でない。そもそも地域おこし協力隊は、それぞれの課に配属される。直接事業費の分については、中山と双海地域に配属される協力員という形になっており、直接の指揮命令は各地域事務所が行う形になっている。我々は予算執行のみ管理している状況となっている。

(委員)

この3人の方々は、中山、双海地域事務所の縦のラインのどこかにおられるという意味だろうか。

(総務課)

地域おこし協力隊に、特にこういう事務をなさいということはない。それぞれの地域に出向き、その地域内での活動を通して地域を活性化してもらうよう、お願いしている。したがって、地域事務所に入っているのだが、その指揮命令でやっているのではなく、管理しているだけである。後は個人の裁量の中で、地域に出向いていろんな活動をしているということである。

今までの傾向を見ると、地域でいろいろな活動をしたいと取り組まれているものの、なかなか地域にうまく溶け込めない、提案をしても地域でやっていることもたくさんあり、取り入れられない部分もたくさんある。最終的には、3年目くらいに皆さん移住・定住に力を入れて、一緒に移住・定住しませんかという案内に変わっているように思う。

(委員)

そうであるなら、自己の課題認識で担当者が書かれている「もっと積極的に関与できる組織体制が必要である」という、もともとの組織体制はどうなのかと思う。必要性を感じておられると思うので、具体的にこんな形でこの事業目

的に推進するという組織を1つ作られた方が良いのではないかと思います。

(委員)

伊予市広報で3人の地域おこし協力隊の活動を読むことはできるのだが、地域にいと、ああ、来てるんだなという程度である。この住民自治推進事業は、新たな住民自治組織を作るということで大きく挙げられている。今のところあるのは1つだろう。伊予市のホームページを見ると、平成25年7月12日に住民の方が質問し、当時のまちづくり創造課が回答しているものがある。その方は佐礼谷振興会から地域振興をおこすという意味合いで、住民の方がブランドや物を作りながら、結果的に社会基盤の整備までいった。当時の中山町も地域の推進のためにいろいろやったことでうまくいったのだろうと思うのだが、この質問者は、「伊予市の一方的な住民自治推進事業で、佐礼谷地区はめちゃくちゃになりました」と書かれている。何となく分かる気もする。

とにかく目的にあるのは、集落自治ではなく、もっと大きな自治組織を作ると掲げられている。集落自治にも自治会はあるのだが、なかなか手がない。なり手があるのは、健康で時間があってお金にも余裕があってという人でないとなかなか動けない。我々の自治会でもある人を推薦するというと、私になるのなら、ここから出て行くという方がいるくらい、なり手がいない。昔の農業中心の村落共同体であれば、みんな日頃から協力をしているということで、このような自治組織もできるのだろうが、今は地方分権、地方創生という流れが出ているので、政策的にこういう大きなものを掲げなければならないのだろうが、もう少し足元を固めて、村落の自治会を拡大してくようにしないと、いきなり大きな風呂敷の中で抱え込むのはなかなか難しい気がする。これは感想なので、特に意見をいただくことはない。

(委員)

今言われた感想に関わってくるのだが、実際に法令根拠になっている住民自治活動支援規則を見てみた。それが成果指標に上がっているのだが、住民自治組織の認定数がゼロ、ゼロと続くと、やっている方も気分が萎えると思う。規則では、大体200人以上の市民で組織するのが住民自治組織とあり、これはなかなか大変ではないかなと思った。もう少し小さい単位で入って行って何かしていかなければならないと思う。この規則で言う住民自治組織ではなく、もう少し小さい範囲で地域という定義があったので、住民自治活動は、ともに活動できる地域社会として成立する範囲、その地域の単位に入り込んでやる方が良いのではないか。そういう小さい範囲にすると、住民の組織は実際に幾つあるのか、分かるようであれば教えていただきたい。

(総務課)

貴重なご意見ありがとうございます。もっと小さいコミュニティの範囲で活動を広めてはどうかという質問だったと思う。

確かに市町合併から、合併がもたらした効果に危機感を感じている。合併を通じて、町内会や地域コミュニティの重要性を改めて認識されつつあるのだが、人口の急速な減少をもって、限界集落という、地域コミュニティが崩壊、衰退している所も出てきつつある。

この住民自治推進事業は、おおむね学校区単位のかかなり大きな組織体を目指していたのは事実である。この10年を迎えたところで、コミュニティのあり方について転換期に来ていると思うので、一度見直しをかけたいと思う。委員が言われたように、中心的な役割を担っている町内会長や構成メンバーも高齢化が進んでいることも事実である。次期を担うリーダーが育っていないのも事実である。核家族化に伴い、共同体という意識が薄れ、住民のコミュニティもかなり疲れているのではないかと懸念している。こういう転換期を大きく捉え、コミュニティ活動は住民同士の相互扶助は基本に持ちつつも、今後は自主防災組織や地域の祭りをする実行委員会、住民の健康増進をするための体育会など、スポーツやレクリエーション、お互いの親睦を深めている身近な活動からどんどん住民の結束を固めることが必要と認識している。

(委員)

なかなか地域の考え方は難しいところもあるかもしれな。ただ、やはり職員がどんどん入っていかないと、地域はそもそも動けない状態、組織なので自分が動かしていかないと動き回れないと思う。今組織の問題点を出されたのだが、要は次の担い手がいらないならどうしないといけないのか。そういう調査研究をきちんとやっていただきたいと思った。

(委員)

この事業、参画と協働の郷（くに）づくりとか、魅力ある自立した地域づくりとか、住民自治、協働、参画とか言われているのだが、担当者としてその地域づくりのイメージとはどんなものか、そのイメージを教えていただきたい。それから、課題認識に取り組を進める必要があるとか何かうまくいってないとか、いろいろ反省があるのだが、なぜうまくいかないと考えているのか。

(総務課)

我々担当職員も明確なイメージをまだ描けていない状況というのは否めない。地域には老人クラブや地区公民館を中心に活動されている住民のコミュニティ、PTA、自主防災会、事業所など、地域住民が結束というか、協力を

し合いながら、一つの組織、組織までいかなくても協力し合う何らかの活動ができればよいというイメージで捉えている。

2点目については、二次評価者が書いているとおり、全然成果が上がってないという反省を書いている。地域コミュニティというものは押し付けでは駄目だということを再認識している。住民が積極的に集落で何かやろうと、自ら手を挙げて地域コミュニティを盛り上げていこうという風潮がやはり必要だと考えている。そういう基盤づくりは我々行政がきっちりしていかないといけないのだが、決して制度を押し付けるのではなく、住民自ら手を挙げてどんどん活動していく、そういった手挙げ方式がこれから重要になると考えている。

(委員)

私の考えで申しわけないのだが、やはり目標、ビジョンがないと計画もできないし、願望する情熱も出てこないと思う。

今日の新聞に載っていたのだが、地域づくりというのは、やはりその地域の資源に何がある、何を使ってどうするとか、そういうものをその地域の方が共有されて、その資源をどう生かすのか、市も地域の方も勉強する。物かもしれないし、観光かもしれない、食べ物であるかもしれない。そういうものを一緒に見付けて共有する、その目的を持たさないとこんなものはできないと思う。

(総務課)

ご指摘のとおりである。合併後10年間でやってきた住民自治推進事業という形が決して良いとは考えていない。ちょうどタイミング的にも第2次総合計画がスタートしている。我々行政が取り組む部分でも、当然この地域コミュニティを再生させるためのビジョンを持たないといけない。地域資源も住民との共有を図りつつ発掘していくような基盤づくりが大事になろうかと思う。来年度から、この「住民自治推進事業」という名前を踏襲するかどうかは別として、事業の内容をもっと地域コミュニティの再生に力を入れてやっていきたいと思う。

(委員)

この協力隊は受け入れなければならないのか。

(総務課)

地域おこし協力隊の任期満了時に、地域住民に希望を取っている。双海地域では3人、中山でも1人、郡中地区に1人という要望があったことから、今回採用した経緯がある。

(委員)

よろしいか。その地域おこし協力隊の方がやっているイベントに出くわした

ことがある。下灘の軽トラ市というのは、この事業の一環として立ち上がったものと理解してよろしいか。

(総務課)

伊予市の地域おこし協力隊は、基本的に兼業ができないことになっている。軽トラ市をやると、ある程度収益が出てくる形になる。そうした中でやられているのは、休みの日を使って、地域住民として団体の取りまとめをする形で取り組み始めたと聞いている。

(委員)

私はその方のフェイスブックでいろいろ活動を拝見して、おもしろいことをされている方だなと、私の中では評価しており、聞かせていただいた。

(委員長)

私はほかの委員とちょっと感覚が違う。住民自治推進事業の実態は、地域おこし協力隊をどう活用するのかということだと思うのだが、制度それ自体が言ってみればお仕着せである。それをどう伊予市的にアレンジするのが大事になってくよいかと思う。

双海・中山と合併してなお、旧伊予市も含めて、既存の市民の皆さんでは発見できていない地域の宝、あるいは気が付いているけれど、全然アピールできてないものについて、外から来た人たちが手を変え、品を変えやってくれるということが本来期待されている働きの部分だろうと思う。職員の立場を代弁するわけではないけれど、笛吹けど踊らず状態ではないかと思ってしまう。これだけお金をかけるのなら、もう少し目に見えた成果があってもいいのではないかと思えて仕方がない。全国の至るところの地域おこし協力隊を拝見しても、ちょっとお茶を濁して終わりというパターンが多い。

(委員)

私もそう思う。あれだけ錢かかるものはいらないと思う。

(委員長)

そういうサイレントマジョリティー（＝物言わぬ多数派）だと思う。

そもそも下敷きになっているのは、住民自治されだにのような組織を全市的にと考えられて、こういう法的根拠を整備されて今に至っていると思う。委員の方からもう少し狭い範囲内で、という話があったのだが、要するに狭かろうが広かろうが、限界集落という話もあったのだが、要するに人口減少は顕著なので、どこでどういうまちづくりをするか、どういうきっかけを発見するのが大事なのであって、その方向性、ベクトルを地域おこし協力隊の皆さんと共有できて初めて緒に就くのだろうと思う。

既存のコミュニティーというには人為的過ぎる広報区を全面的に見直した方が良い。要は帰属意識が薄れてしまっている中で、佐礼谷のような比較的規模の大きい住民自治組織を施行しようとしても、それは無理な話である。もうちょっと足元をどうにかすることを複合的に考えないと立ち行かなくなるのではないか。いわゆる狭いコミュニティーの話の方が、実質的に意味があると思う。今は帰属意識がないだけでなく、そもそも後継者がいない状況なので、その現状をまずは地域おこし協力隊の皆さんにしっかりと勉強いただき、ソフトなりハードなり、既存の市民の皆さんが発見できなかった新たなもの、あるいは育てることができていなかったものについて、どうにかしてもらおう。そういう気はかねがねしていた。2家族が定住されたのは一つの成果というか、実績かもしれないが、それは地域おこし協力隊の隊員ご自身の問題でしかない。伊予市の住民自治組織の推進事業と銘打つ以上は、もう少し何か将来・未来につながるものがないと、伊予市固有の地域おこし協力隊の存在理由が、ほかの自治体以上に薄くなってしまうと思う。1市2町と言いながら、要は海があり、山があり、広いので、それこそ地域おこしを目指そうとすれば幾らでもあると思う。そういうふうに腰を据えてやっていただきたいと希望するだけである。

No. 2 消防団施設事業（危機管理課）

シート差替えによる修正点：成果指標の実績と目標の数値の変更

事業対象：消防団施設

事業内容：消防団詰所整備（新築及び各所の修繕）及び維持管理（光熱水費等）

直接事業費：当初予算25,748千円、決算額46,194千円（26年度に完成予定であつた詰所1件の繰越措置、詰所建設の設計委託料計上による）

内訳：詰所修繕8か所653,140円、光熱水費39か所1,624,200円

詰所建設工事費2か所41,993,000円

（危機管理課）

昨年度の二次評価で、市全体の公共施設計画との整合性を図りながら計画を立てるという課題が追加された。消防団施設の詰所については、地域防災力の拠点施設であり、防災力の充実強化を早急に実施する必要があると認識していることから、非耐震の詰所を優先的に建て替えていくこととした。成果指標は、第1次総合計画に基づく消防・防災・安全の確保の基本構想の下、老朽化した消防施設を計画的に整備更新するため、当面の目標は41ある詰所の全てを耐震化することとし、耐震化されていない10棟について、耐震できた棟数の累計の割合を測定している。自己評価では、地域防災力の充実強化の観点から、

事業の有効性、効率性が顕著であり、評価Aとしている。

(委員)

公共施設と詰所は、整備事業は別途と言われたがその意味は何か。それから、消防施設整備には建物ではなく消防装備も含まれているのか。

(危機管理課)

公共施設の整備計画との整合性について。公共施設の整備計画は、施設の統廃合に主眼を置いていると思う。そうすると詰所を統合する話になろうかと思うのだが、詰所を統廃合するなら、その前に消防団部の統廃合が先決という考えである。したがって、この事業を公共施設の整備事業として、ほかの公共施設と一緒に統廃合の俎上に載せるのは合わないと思う。

装備は別である。

(委員)

装備の予算はどれくらいだろうか。これを見ていたら施設にほとんどお金が行って、装備がないように思う。大丈夫だろうかという感じである。

もう一点、詰所施設には再生可能エネルギー（太陽光、蓄電池）は入れているのか。

(危機管理課)

入っていない。

(委員)

頑張って予算を取ってもらってはどうか。何か災害があった場合、夜に活動ができないのではないか。住民は耐震化しているから、ここに逃げてくるかもしれない。そういったことにお金をかけてはどうか。

(危機管理課)

装備に関しては、ほかの事業番号で予算を取って仕事をやっている。

(委員長)

予算立てが違う、つまり別の財布という意味だろう。

(危機管理課)

ご指摘のとおりである。

太陽光発電については、現在各詰所に装備をしてないものの、公共施設の太陽光発電については議会でも質問されている。天気の悪い日や夜間にも電気を供給するとなると、蓄電池などの設備も必要となり、かなりの整備費となってしまう。詰所そのものは、通常の使用であれば、消防団員の研修や会議の場であったり、消防車両をはじめとする消防設備の保管場所としての活用であったりとなるので、夜間を想定した太陽光発電は必要ないという考えである。

(委員)

詰所数は、先ほど説明の中にあった41か所だろうか。その詰所はどんな基準で設けられているのか。若干説明もあったのだが、どんな施設なのか。イメージが湧かないので、だいたいの大きさとか教えていただきたい。

(危機管理課)

詰所数は41である。その基準としては、大字単位（集落単位）で1つの詰所を造っている。詰所の広さは標準的なタイプでおおむね50㎡である。1階が車庫、2階が待機場所という形をとらせていただいている。

あと、分団本部詰所があり、ここは80㎡の面積、若干広くなっている。

(委員)

その詰所は、何か災害があれば使うのは確かだろうが、普段はどんなことで使われているのか。その頻度はどれぐらいか。

(危機管理課)

月に1回は消防機械器具点検として、詰所に集まってもらい、車の清掃、器具点検を行っている。また、年間で訓練を計画しているので、その際は詰所に一度集合してから訓練場に来てもらっている。あとは年末の夜警があり、12月25日から30日まで消防団員に詰めていただき、市民の皆さんが無事に年を越せるよう努力していただいている。

(委員)

消防団員は、担い手に困るということは今のところないのか。担い手不足とかないか。

(危機管理課)

伊予市消防団条例定数825人に対して、実員が803名である。当市においては消防団員が不足している状況ではないと考えている。

(委員)

あと気になる点として、防災の施設にもなるので、単純な公共施設整備計画とは切り離すべきだという主張はよく分かるのだが、市のコンセンサスというのはあるのか。

(危機管理課)

その点については、今後所管部門と協議させていただく。

(委員)

耐震化がまだできていないところは、早急にやっておかないといけない。そこに消防の緊急車両なり、消防施設や器具がある。震災等でぺしゃんこになると意味がないので、早く耐震化を進めていただきたい。問題が起これなければ

何もないのだろうが、危機管理としては、リスクが常にある。事が起こった時は大事になるので、なるべく早くしていただきたい。

(委員)

定員と人員の関係、不足していないという現状認識は理解できた。その上で考え方の質問であるが、やはり市全体として高齢化、人口減少は続いている。優先して建替えるのは分かるのだが、その地域や分団ごとの人員構成、人口構成を計画に織り込みながら建替えの必要性を考慮されているのかどうかお尋ねしたい。

その41詰所には皆さん車で移動されると思う。少々集約して車を停めることができる広い場所の方が、田んぼの中にちょこっとある詰所よりも効率的な運営ができるのではないかと思ったのだが、その辺についてどうお考えか少し聞かせていただきたい。

(危機管理課)

分団ごとの人員構成等を考慮した詰所の建設計画は現在やっていない。詰所の耐用年数に基づき、耐用年数に到達する頃を見計らって建替えるということと古い順番の10か年計画を立てている。そこに、先に耐震化をしないといけないということで、非耐震のところを今後5年間程度で優先的・集中的にやっていくこととしている。ただ以前の10箇年計画のままでいくと、平成36年頃には年間4棟ずつ更新しないといけない年もあった。その辺りを延べて財政負担に偏りがないよう、さらに修正を加えている。年に2か所ずつやっていけば、平成38年頃には1か所ずつやっていける勘定であったのだが、2か所となると4,000万円ほどかかることから、当面非耐震部分をやる年度については2か所でやるものの、非耐震部分が終わる35年度以降については1棟ずつのペースでやることで財政負担を少しでも軽減したいと考えている。

分団ごとにより人員が異なることから、同じ50㎡の詰所で2階部分の約25㎡部分が居住というか、皆さんが集まる部分になるのだが、人員が多い所はそれでも狭いし、人員が少ない所は余裕がある。他市の例を合わせて見ても、50㎡はそんなに狭い面積ではないことから、その面積でやっている。

詰所を集約するとメリットがあるというご指摘について、最終的には先ほど言った分団や部の統廃合にかかってくることとなる。統廃合ができれば、詰所もそれほどはいらない。ただし統廃合すると一つの部の人員は増えるので、今の50㎡は厳しいという心配をしている。実際の運用で統廃合している市町もあるのであるが、それぞれの地元のしがらみもあり、一緒の詰所になってもうまくいかないという状況も耳に入ってくるので、その辺は慎重に考えないといけ

ない。

(委員)

ありがとうございます。やってくれる人を探すのもなかなか苦勞があるというのも理解できるし、地域地域で置いておきたいという地域のご希望も分かる。それを理解した上で、できるだけ支出が効率的に行える苦勞をしていただければと思う。

(委員)

委員の皆さんが言われたので、特に意見はない。消防団は大事なので、やはりあった方がいい。ただ人口減少はあるので、必要だとしても優先というか、効率よく使っていただきたいと思う。

(委員長)

ありがとうございました。詰所数と消防団員数をお聞かせいただいた。分団の本部詰所はやや広いとおっしゃっていたが、それは1か所だろうか。

(危機管理課)

例えば南伊予には、南伊予方面隊が1か所、中山については3か所ある。伊予市内は10分団に分かれており、第1分団の大平に1か所、中村地区に1か所、町なかの下吾川に1か所という形で80㎡の分団本部詰所を造っている。

(委員長)

そうすると、旧伊予市と中山・双海、今までの例があるから、多少模様が違うのではないか。その原則は、旧中山・旧双海も同じということか。

(危機管理課)

合併後、その取り決めでやっている。旧中山、双海にも複数あったと思うのだが、中山方面隊は3つの分団、双海方面隊も3つの分団に集約した。

(委員長)

なるほど。それでどうこう言うことはないのだが、機動性が発揮できないと意味のない組織になる。入れ物なので、どういう部分でおやりになっているのか素朴な疑問であった。803人の年齢層はどのくらいか、平均年齢は。

(危機管理課)

手持ちの資料では確認ができない。ただ先ほど委員がおっしゃったように、高齢化にはなっていると思う。その対策として、装備の軽量化を目指している。例えば小型動力ポンプは通常の重さが大体100kgを超えるのだが、購入時には100kgを切るような形にして、少しでも軽量化をさせていただき、高齢化の対応をさせていただいている。

(委員長)

やっぱり必然的に高齢化になるだろう。痛し痒しのところはあると思うが、是非進めていただきたい。

No. 3 議会運営事業（議会事務局）

事業の対象：市民及び議員

事業の目的：適正で効率的な開かれた議会運営を行う。

事業の内容：議会（定例会・臨時会）の開催、特別委員会の開催、行政視察の実施・受入、議員の資質向上のため各種研修会等への参加、議会だよりの発行、政務活動費の執行等に関する業務

直接事業費：当初予算146,873千円、決算額144,205千円（詳細は配布資料）

(議会事務局)

昨年の課題に対する具体的な改善策として、政務活動費の使途基準を明確にするため、議会改革特別委員会において協議検討を行い、政務活動費の手引を作成し、議員に周知徹底を図った。平成27年8月には収支報告書をホームページ及び議会だよりで公開している。成果指標は、議会運営に関するものが主であるため設定していない。自己評価は、事業の内容をいかに迅速に執行するか、また開かれた議会運営の観点から、研修会等へ参加派遣など、市民の要望等に応えるべき一般質問等での事業の提案、市民との意見交換会など積極的に実施し、評価はそれぞれBとしている。所属長の課題認識にあるとおり、議会改革特別委員会で協議事項となっていた25項目のうち、残りは議会基本条例の制定のみとなっており、現在議会基本条例案を作成、協議中である。内容を固め、次期改選後に正式に条例制定できるように取り組んでいる。

(委員)

事務事業評価シートだけをいただいた時、成果指標がないのはどうかという感想であった。こういう予算の場合成果指標が出しにくいのかと思うのだが、活動内容ごとに議会だよりの印刷だとか予算の内訳を作る際、こういう事業をやるためにこれだけの予算が付いて、その成果指標はこんなものが見たいという、事前に想定して考えることはできないのかと思った。その辺のご意見というか感想をお聞かせいただければと思う。

(議会事務局)

確かに成果指標が必要だとは考えているものの、実際の成果がなかなか目に見えないところがある。他市の評価シートを参考にしても、その成果指標を設定しているところがなかなか見当たらない。

(委員)

もう1つ意見をよろしいか。議会の活性化が主目的で、効率的で開かれた適正な議会運営を行うということなので、その議会でどんなことが議論されたのか市民に知らしめることが大事である。そうすると、議員が議会だよりを使って、自分がこんな答弁をしたとか支持者に使える資料として役立っているのかどうか、逆に議員にアンケートを取って、議会だよりやホームページの整備を進め、その内容を成果指標にしても良いのではないかという感想を持った。

(委員)

基本条例は今後ということであるが、議員定数はもう1人減で決まったのか。

(議会事務局)

お見込みのとおり、6月議会で1人減となった。

(委員)

なるほど。この事業そのものは議会を開くということであるので、個々の市にとって個々の議員は議会で決めればやりたい放題、何でもできるのだろう。なかなか成果指標として、効率的に歳費を削るということも上げにくいと思う。昨年度の課題に対する具体的な改善策ということで、ホームページの政務活動費を見せていただいた。多額かなと思うと、1人の議員が年間12万円。それで資料ごとに資料作成や研修ということも出ていたので、市民はそれを見てどんな活動をされているか見ることになるのだと思う。

議会議事録は全部外にリンクするのだが、臨時会から何から全ての発言内容が見えるので、要は、住民はあまり関心がないから分からないだけであり、議員の活動そのものは議会だよりがある。自分をPRしたい人は、新聞広告に自分の発言内容を出す方もいらっしゃるので、議会運営については、事務局がサポートできることはやっていたらいいという感想である。

(委員)

そうだな、この議会運営事業そのものがぼやっとしているので、表が作りづらいのだと思う。例えば活動指標で定例会の開催とか臨時会の開催とか、事務局で決めるものではないだろう。だから決まったものしかない。陳情が増えたかどうかというのも、事務局が一生懸命やれば増えるものでもないで、活動指標も作りづらいのだと思う。予算執行状況を配布いただいたのだが、実際に使われている内訳の費目の中で、事務局が自由に動かせるものはあるのだろうか。大体はある程度もう決まっていて、事務局が関与できる余地が実際には少ないのだろうか。

(議会事務局)

事務局が関与してどうこうするという予算はない。

(委員)

すると、この費目を評価することが難しいといえれば難しい。ただ事業の目的に立ちどまって考えないといけないのだが、「効率的な開かれた議会運営を行う」というのはどうなのか。この目的のために事業が行われているのかが疑問である。何か決まっていることを執行するための予算なので、「効率的な」とか「開かれた」とかいうのは、どの指標を見て言っているのか全然分からない。事務局にはそれほど予算がないので、何か新しいことをやるのは無理な話かもしれないが、先ほど委員から議員に対してのアンケートという提案があった。住民の方にも実際にアンケートを取って、それを活動指標なり成果指標に使うという方法はなくはないだろう。どれだけ議会がアクティブに動いているのかという形が見えるので、そういう検討をしてもらえたらと思う。

(委員)

私も議会関係はあまり詳しくない。今世間で話題になっている政務活動費の件について。使途基準を明確にして定義や収支報告を作ったというのは分かるのだが、その政務活動費の中身で何をしたかとかという具体的な内容、例えば視察とか研修会について、どんな視察だとかどんな研修だとか、そういう細かい項目はどういう状況になっているのか。

(議会事務局)

政務活動費については、もし研修や行政視察など、個人が行かれる場合には、旅費、バス代や日当など全て領収証を取っている。それから、行った活動の目的に対する報告書も作成の上、提出いただいている。

(委員)

それはホームページか何かで公開されているのか。

(議会事務局)

議会だよりに公開しており、ホームページにも公開している。ただし、領収書等の参考資料については、閲覧していただかないといけない。

(委員)

その内容は見えるわけだな。ホームページを探してみたのが見当たらなかった。見えるのだな。

(委員)

ホームページには各項目だけである。研修だとか視察だとか資料作成だとか。10項目くらいに分かれていた。

(委員)

追求するわけではないのだが、それは幾らでも作文できることである。実際にやっているかどうかは今話題になっているので、ちょっと気になった。

(議会事務局)

中身については、閲覧に来ていただいて見てもらわないといけない。議長から市長へまとめて報告はしている。

(委員)

支出の内訳を見ると、委託料が多いことが分かる。旅費については、議員からこういう所に行きたいからということで視察があつて、その後支出するという感じだろうか。

(議会事務局)

行政視察の旅費については、各常任委員会で1人当たり12万円、議会運営委員会で1人当たり10万円と定め、年間計画を立てている。実際に行きたい所の目的を持って、正式にそれ以内の旅費で精算をしている。例えば1人10万円限定であれば、83千円だと17千円の金額が予算に残る。そういう旅費の組み方で支出している。

(委員)

無駄に行っているとは思わないのだが、やはり額が多いので、限定で決まっているから使うというのではなく、もう少し内容のあるものに見直してもらいたいと思う。

(委員長)

ありがとうございました。委員の皆さん方、言いたいことはいっぱいあるだろうけれど、かなりブレーキをかけられているようである。先ほど教えていただいた政務活動費は1人当たり年間12万円だったか。ということは月額1万円ということだな。かける議員数……

(議会事務局)

今は欠員があるので、17人である。

(委員長)

なるほど、それで議員定数削減は1人減と。

(議会事務局)

20人から1人減の19人に6月改正した。

(委員長)

かつて議会改革特別委員会から依頼されて2度ほどしゃべったことがある。会場が議場だったので、私はリアリティーが伴った。政務活動費は使い切りだ

からしょうがないと言えしょうがない。議会だよりは定例議会の3、6、9、12を踏まえて5、8、11、2に発行すると。これは全戸配布か。

(議会事務局)

お見込みのとおりである。

(委員長)

あと交際費のところ、議長用交際費はもちろん分かるのだが、一番最後、さっきの消防団にも関わるのだが、年末特別警戒実施贈答用酒代ほかとなっている。これは随分昔からこういう実績が積み上がっているのか。

(議会事務局)

ご指摘のとおりである。私は3年目であるが、それ以前からずっと上がっているようである。

(委員)

この議長交際費の内訳はホームページに載っている。

(委員長)

ほとんど葬祭費だろう。それは市民の立場からもあまりいちゃもんをつけられないというか、つけにくい。

筆耕翻訳料というものがあるのだが、これは本会議の議事録を作成するものとは別途ということだろうか。

(議会事務局)

おっしゃるとおり、全員協議会と議会改革特別委員会、地方創生特別委員会、決算審査特別委員会の会議録の作成である。普段職員がやっているのだが、健康管理を考え、1時間を越えるものについては、テープ起こしの依頼をかけている。

(委員長)

政務活動費の執行率は87.5%となっている。これは欠員の方の分が執行できていないという意味だろうか。

(議会事務局)

その分は補正で減額している。使い切っていない方の返還があった。

(委員長)

なるほど分かった。愛媛県議会よりは健全である。大変だとは思いますが、くれぐれもこういう形で見える化に努めていただければと思う。

(委員)

確かホームページには単位がなかったと思う。12万と書かれているので単位が千円かと思って…審議後ではあるが、ホームページの作成上単位を入れてい

ただきたい。

(委員長)

単位千円だととんでもない。後で単位を入れるよう、お伝え願う。

No. 4 公民館一般事務（社会教育課）

事業の対象：空欄 ⇒ 市民（修正）

事業内容：市内 6 か所の地区公民館の施設管理費や公民館長等の人件費支出など、公民館活動、生涯学習の推進などの個別の事業ベースに乗らない事務局全体の一般事務費、運営費に関するものとなっている。

(社会教育課)

決算内容については、公民館長等の人件費、公民館施設管理費が主なものとなっている。事業費全体は大きいものの、特別な事業経費でもないため、行政評価にはなじみにくい。昨年度の 1 次評価者からの課題であった各公民館の情報共有、公民館の適正管理については、毎月行っている課内会等により調整を図っている。活動指標及び成果指標については、一般事務費の中で指標にする適当な項目がないことから、一般事務費により支えられる公民館活動事業の各種学級・教室等の開催回数を用いている。特別な事業経費でもない一般事務経費であることから、それぞれの評価は平均値の 3 が中心となっている。自己評価では目的の妥当性のみやや評価が高く、一次評価では、事業の効果、コスト効率の点でもやや高い評価としている。課題認識については、既に行っている見積徴収等による経費削減をさらに継続実施することとしている。

(委員)

有効性評価と効率性評価が C となっている。一般的にこの事業の情報が市民に十分行き渡っているのか。それからカリキュラムというかその内容が魅力のあるものなのかどうか良く分からない。私は活動内容をよく知らないし情報も入って来ないのだが、魅力あるものであれば参加したいと思っている。その辺りどのようにお考えだろうか。

(社会教育課)

この事業自体が説明でも申し上げたとおり、人件費や公民館の施設管理費が主体であり、公民館事業の活動内容は別事業となっている。別事業の「公民館活動事業」というシートがあり、そちらは活動内容について評価している。

(委員)

これは一般事務費ということなので、なかなか評価しづらい項目ではある。実際にこの費用を使うのは、究極的には市民であるけれど、実際は市民という

より会議をする人が使うお金だろう。

(社会教育課)

ご指摘のとおりである。

(委員)

そうすると、事業の対象は市民ではない方がいいのではないか。公民館の運営をしている職員などの方がいいのかなと思う。それから、一般事務で指標を持ってきたのできつと苦労されているのだろうとは思っているのだが、平成26年度に比べて平成27年度の活動実績や成果指標など、全て数が減っている。これはどう理解すればよいのか。数は減ったけど効率性は上がっているのかどうか。数が減っているのに対して、自己の課題認識を見ると、管理運営や各事業を効果的に進めることができたと書かれているので、意地悪く読むと数を減らしたことが効率的なのかなと読めてしまう。

(委員)

私は中央公民館が使えなくなったので、実際に事業がなくなったのではないかと理解していた。

(社会教育課)

昨年の時点では、中央公民館は使える状態である。これは、ビデオ教室など個別の事業の参加者が少なく、昨年度止めた事業もあるので、その辺の事業数が減ったところもある。

(委員長)

実態はそうようだ。

(委員)

別事業の話ではあると思うのだが、プログラムはやっぱり考えないといけなかなと思う。この事業とは関わらないかもしれないのだが。

(委員)

これは公民館事業の中身ではない。この4,100万の予算の中身を見ると、館長のところで、人件費分が上がっている。この合計が2,240万で54.4%、残りが施設整備費で1,948万。公民館には市の職員の方が配属になっているだろう。私はその方々が一生懸命働いていると思う。私も公民館は選挙の際とかごくわずかししか行かない。館長もずっと座られているのだが、公民館だよりやいろんな事業は市の方がされていると思う。これで計算すると館長は1人260万円、月額21万円となる。果たしてそれだけのことをされているのか疑問である。退職された方が行っているのだろうが、それまでは組織の中で給与なり役職なりどんどん積み上がっていたものが、退職するとただの人になる。その人が再就職す

るとなると、実労働以外の賃金はないと思うのだが、市の方の給与からすると、退職後はこのくらいの金額なら当たり前とされているのかどうか分からないけれど、私からすると、汗かいて仕事して21万円もらおうと思うと、大概の仕事をしないといけないと思う。その辺りの感覚はいかがだろうか。

(社会教育課)

職員採用の関係は、我々は全く関与していない。

(委員)

一般事務ということなので、決められたことをおやりになるしかないと思う。私も先ほどの意見と同じで、館長が6人いるのだろうかという感じである。統廃合も進む中、そこは見直した方がいいのではないかな。どこでお決めになるのかよく分からないけれど。あと光熱水費の件で、使用料の見直しの際議論が出ていた。その兼ね合いで、館長の定員というのが1つ、光熱水費と使用料の管理のあり方がもう1つ、その2点についてお話をお聞かせ願いたい。

(社会教育課)

館長は今6人となっており、旧伊予が4人、双海・中山に1人ずつとなっている。合併前には中山は地区公民館が4つあった。合併後に1つとしている。地区公民館自体は小学校単位で、どこの自治体もそれくらいの単位で地区公民館を置いている。小学校数で言うと、今は9校ある。その中で合併後は地区公民館を6まで下げたということで、旧伊予は4のまま変わっていないものの、人口比から考えると、これ以上は一緒にはできないと思う。

光熱水費については、6つの地区公民館、中には郡中地区公民館と中央公民館と一緒にあった施設があるものの、これらの施設を管理運営していく中で、どうしてもこれだけの光熱水費がかかってしまう。中央公民館には大集会室という体育館的な部屋もあり、使用方法是体育館と同じような利用をしていることから、かなりの光熱水費がかかっている。

(委員)

予算執行の立場ではそうなのかもしれない。意見として、公民館長の業務はどんなものか、そして使用料と水光熱費とのあり方は市民が当然気になるところだと思うので、そういう管理の仕方について、何らかの配慮をいただけるような資料作り、こんなふうに管理しているという説明資料がどこかにできるといいと思う。直接この事務を担当されている部署の責任ではないのかもしれないが、意見として述べておきたい。

(委員)

私も大体皆さんと一緒にである。公民館長が結構もらっているんだなと思って

びっくりした。仕事はしっかりされていると思う。公民館主事の方がすごく動かれているので、ちょっと見直せるよう、検討してもらえればと思う。

あと委託料について変な質問かもしれないのだが、この委託料は適正に使われているのだろうか。管理業務をするに当たり、審査というのはあるのだろうか。

(社会教育課)

この委託料は、例えば建物の電気工作物の保守管理業務や電話設備業務、消防施設保守業務や建築物の定期報告書等々、建物等に関するものがほとんどである。これらは我々が直接契約しているものではない。財務がまとめて管理しており、財務側で普通予算の見積もり合わせを行っているようである。

(委員長)

ありがとうございました。公民館長のペイの話がいっぱい出たのだが、高い安いは別にして、これは嘱託職員扱いなのだろうか。

(社会教育課)

お見込みのとおりである。合併後からその扱いとなっている。

(委員長)

合併前はどうか。

(社会教育課)

例えば双海では、職員がそのまま館長という立場であった。

(委員長)

なるほど。旧伊予市は当時から嘱託職員だったわけだな。見直すべきはそこだと思う。要は非常勤の公務員扱いにしないとまずい場面が出てくるのではないかと思う。逆に言うと、嘱託職員だからペイも含めてなんの根拠も必要ない。そうではなく、地方公務員法の適用は受けないかもしれないが、位置付けとしては、非常勤の伊予市職員扱いでないと、責任の所在など、ぎりぎりに詰めるとどうかなという気がする。勉強してないので良く分からないのだが、ほかの市町も全部そうなのか。

(社会教育課)

郡市で公民館の連絡協議会があるのだが、大体の所がそう見受けられる。退職者がそのまま館長ということになっていると思う。その扱い自体、嘱託職員かどうかという調査はしていない。

(委員長)

再任用でもないわけだろう。分かった。私からは以上である。

No. 5 施設型給付・地域型保育給付事業（子育て支援課）

記入漏れ：成果指標の平成27年度実績⇒18

訂正箇所：財源内訳県支出金「9296」⇒「41981」

財源内訳一般財源「105520」⇒「72835」

事業概要：平成27年度から実施の子ども・子育て支援新制度により実施。全国一律の給付制度

事業対象：施設型給付⇒認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付⇒小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

事業内容：従来ばらばらに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化している。

直接事業費：予算額219,822千円 決算額217,739千円

成果指標：新制度に移行又は新規開設した施設数

（子育て支援課）

市町村の確認を受けた施設、事業に対し、3つの区分に基づき、施設型給付、地域型保育給付を行う。決算額のうち、施設型給付費が148,954千円、地域型保育給付費が67,636千円となっている。事業を行うに当たり、0.3人工の人件費がかかっている。事業の活動実績は子ども・子育て支援新制度に移行又は新規開設した施設数を実績としている。新制度移行施設の内訳としては、施設型給付が公立保育所10か所、私立保育所が1か所、公立幼稚園4か所の計15か所、地域型保育給付が私立小規模保育事業所3か所となっている。自己評価においては、27年度からの新規事業であり、国も何とか年度内ぎりぎりに間に合わせた制度ということで、国からの制度内容の説明や通知等も十分ではなく、県内どの市町においても対応に苦心した。そういう面で全ての項目の評価をBとしている。自己の課題認識にあるとおり、平成27年4月に待機児童が発生したものの、年度途中から民間の小規模保育事業所が3施設開設したことにより待機児童の解消につながった。これにより事業費が増大している。ただし民間の施設は国、県から財政支援を受けている。今後平成29年4月から新しい民間の認定こども園が開設する予定となった。今後も事業費は増大すると考える。

（委員）

ちょっと勉強不足で、施設型給付のことを聞こうと思っていたのだが、配布資料に載っていたので、大体分かった。これは給付金事業であり、給付金を給付する施設は、こういう施設を造ると。その給付というのは、どう決めているのか。

(子育て支援課)

給付については、国が定めている公定価格があり、それに基づき、各施設の児童数などに応じて算定される。それを支給することとなっている。

(委員長)

「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用が」というものだろう。

(委員)

給付される側は適正に使っているのか。

(子育て支援課)

この給付は本来保護者に対して支給されるものである。それを法定代理受領方式という形で、施設に直接払い込むことで、支給漏れや支払いをしないことが妨げられることとなる。

(委員)

保護者に支払われるものを施設に支払うということであるが、その施設がしっかりと運用しているかどうか、見られる方がいらっしゃるのか。

(子育て支援課)

運用に関しては、指導監査があり、それに対応している。

(委員)

成果指標についてである。27年度が子ども・子育て支援制度により、施設型給付や移行する施設をこれだけ設けたいということで設定されて、それをクリアされていらっしゃる。28年度以降はどういったことを成果指標とされるお考えなのか、お聞かせいただきたい。

(子育て支援課)

28年度以降の成果指標については、先ほど申したとおり、今後も新しく認定こども園ができる。施設が増える見込みもあるので、当面はそういったものを指標にしたいと考えている。

(委員)

従来型よりもそういう施設型給付に移行してもらう方がより良いということではよろしいか。

(子育て支援課)

この新制度については、保育所や幼稚園、認定こども園等あるのだが、公立についてはほぼ強制的に全て新制度に移行しなければならない。ただ認定こども園と幼稚園については、選択肢があり従来の制度のまま移行していない施設もある。伊予市内では天使幼稚園が旧制度のまま残っているので、その数は含まれていない。今後はその天使幼稚園についても移行を考えているという話を

聞いているので、この数字が増えるものと考えている。

(委員)

国がその方向にかじを切っているから、伊予市も動くべきという判断でよろしいか。この移行が終わると何が成果指標になるのかというと、きちんとその請求どおり支払う事務になると思う。これは私の考え方であるが、一般事務と同じであり、その事務が効率的に行われているかどうかということを目標にさせていただくこともお考えいただければと思う。今は人工数が0.3人となっているのだが、これが完全なルーチンだとすれば、市の職員かパートかよく分からないのだが、パートに任せて、その費用の人件費の低減を図るといったこともお考えいただくといいのではないかと思う。

(委員)

待機児童が発生して、小規模保育3施設を事業認可したとある。これは機動的にできるものなのか。待機児童が出たからといって、どこかを探してすぐに認定できるものなのか。

(子育て支援課)

小規模保育事業は、平成27年度から新規の事業で、市町村の認可でできる事業になった。当初の計画にあったのは1施設だけであるが、思った以上に待機児童があり、事業所を探していたところ、ちょうど受けてもらえる事業所があったので、そこを認可した。

(委員)

子育て支援課から3つの事業が上がっている。伊予市のまち・ひと・しごと創生の総合戦略でアンケートを取られていたと思う。そこで子どもを持ちやすい環境という中に、教育にあまりお金がかからないというのが7割を超えていた。働きながら子育てできる環境、そして地域の保育サービスの充実が6割を超えている。それから、子育て支援で重要なものという中には、出産や子育て世帯への経済的支援、子どもの医療費・保育料の無料化・軽減化が6割以上になっているし、子育てに対する悩み、不安の中でも教育費などの経済的負担が一番高く74%となっているから、こういうことをきちんとやらないと、少子・高齢化を防げない。そして今、労働力が少なくなっている中で、やはり女性の労働力の確保という意味でも、きちっと子どもを見てもらえること。昔の世代であれば3世代同居で、おじいちゃん・おばあちゃんが孫を見ることもあっただろう。税制面では、今年度から3世代同居に対応する家屋改修について税額控除をしますということが出ているものの、なかなかそこは使われないと思う。やはり行政が大幅なサポートをしていく必要があると思う。待機児童

が出ないようにきちっと対応していただきたい。

(委員)

私もあまり、この指標には質問はない。この成果指標に上がっている18施設は全て移行が完了したということでもいいのか。

(子育て支援課)

お見込みのとおりである。市内の施設でまだ移行してないのは、天使幼稚園1施設のみである。

(委員)

この事業の目的を見ていくと、今後の保育施設のあり方について市としては、地域型の保育事業を創設し待機児童の解消を図るということで、来年度認定こども園を造るということもあったが、それ以外にもし保育が必要になった場合、この地域型のもので対応していくという考え方なのだろうか。

(子育て支援課)

地域型保育給付は、ゼロ歳から2歳までが対象となっており、3歳以降はカバーができない。また双海地区には公立保育所のみで幼稚園がない。そういう所について、まず公立保育所を認定こども園化して、保育所と幼稚園の2つの機能を併設させる。将来的には上灘・下灘保育所を認定こども園化したいと考えている。

(委員)

くだらない質問かもしれないが、教えていただきたい。待機児童と認める条件やその待機児童を受け入れる要件などはあるのか。それから1施設当たりの児童数、平均的なものでいいのだが、他市町と比べてどんなものか教えていただきたい。

(子育て支援課)

待機児童の要件はよく誤解をされるのだが、希望の保育所に入れないから待機ということではない。保育所があるのに入れないのが待機児童である。そういう意味で、この保育所に入りたいたいのに入れられないので待機ですという方もよくいらっしゃるし、マスコミでもそういうものを時々取り上げられるのだが、国の定義としては、そういうものは対象外であり、待機の範囲には入らない。

児童数については、他市町と比べたことはない。参考までに伊予市内の保育所の現在の人数は、ぐんちゅう保育所137人（広域－伊予市以外の子どもの受入を含む。）、みどり保育所42人、なかむら保育所62人、おおひら保育所40人、とりのき保育所115人、うえの保育所78人、中山保育所34人、上灘保育所40人、下灘保育所27人、さくら幼児園85人、伊予くじら小規模保育園13人、伊予ペン

ぎん小規模保育園 9 人、みかん保育園 16 人、伊予市内の施設の合計で 698 人である。ほかに幼稚園もある。

(委員)

その待機児童と言われる特別な要件はあるのか。

(子育て支援課)

保育所の入所を希望しているのに、例えば受け入れ側のゼロ歳児が満員という場合は待機児童になる。

(委員長)

要するに冒頭に言われたように、希望する保育園に入れる入れないじゃなくて、受け入れる地域の保育園の定員が満タンになっているから、物理的に入れない、それを待機児童と総称しているのだろう。

これは新制度であり、今日お見えいただいている事務局も対応が大変だっただろうと思うばかりで、良い悪いはない。

冒頭にあったように、公費負担額と利用者負担額との合算を公定価格と言うという図式化があるのだが、これは公立であっても私立であっても基本的には同じということになるのか。

(子育て支援課)

公立については全て一般財源になる。私立に対しては、国、県からの公費（負担割合：国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1）の支援をしている。

No. 6 放課後児童健全育成事業（子育て支援課）

修正箇所：事業の対象、小学 1 年生から 3 年生⇒小学 1 年生から 6 年生

事業の内容、小学 1 年生から 3 年生⇒小学 1 年生から 6 年生

(※ 子育て支援新制度の実施にかかる児童福祉法の改正によるもの)

直接事業費、27 年度予算 55,782⇒59,586 合計 60,366⇒64,170

事業概要：市内小学校に在籍する小学 6 年生までの児童を預かり、遊びや学びの場を提供する事業

直接事業費：予算額 59,586 千円、決算額 56,566 千円

(子育て支援課)

昨年の二次評価者の意見で課題となっていた民間事業者への委託推進については、平成 27 年 7 月にプロポーザルを実施し、同年 9 月から旧伊予市の 8 つの児童クラブを運営委員会から社会福祉法人への委託に切り替えた。事業を行うに当たり、0.57 人工の人件費がかかっている。事業活動の実績及び成果指標は、放課後児童クラブの開設箇所数としている。自己評価において、ばらばら

であった旧伊予市の児童クラブの運営管理を集約することで、市との連携もスムーズに行えることができ、保護者のニーズに合ったサービスが提供できたとの認識である。10月からは延長保育を実施し、平日は18時までから19時までに、土曜日は8時から18時までだったものを7時から19時までの延長とした。これらの判断から、妥当性、有効性の評価をAとしている。所属長の課題認識にあるとおり、ニーズ調査を行いながらさらにきめ細かな児童クラブ運営を行いたいと考えている。

(委員)

民間と契約したことにより、大きな効果があったと言われた。どんな効果があったのか。それからクラブ数で言うと、松前は小学校区が3つである。伊予市は多いなと思う。これも他市町と比べてどうなのか、お聞かせ願いたい。

(子育て支援課)

民間委託の効果については、住民サービスと住民のニーズに沿った時間の延長部分でかなり効果が出ている。もう一つ、民間事業者が学習支援のようなものを取り入れており、子どもたちのためになる運営を行っていただいている。

児童クラブ数について、伊予市の各校区に設置しているのだが、一例を挙げると、郡中児童クラブ、この場所は1つであるが、施設内はA・B・Cと3つに分かれている。教室数は多いのだが、箇所数は各校区に1つである。郡中については民間が入っているので、その民間の部分は多くなっている。松前町と比べると伊予市の児童クラブは充実していると考えている。

(委員長)

この15は15じゃないということか。

(子育て支援課)

児童クラブの数え方、15というのは支援数であり、大体20人から40人を目安にクラスを作っている。郡中児童クラブの場合、クラス40人程度で3つのクラブがある。そのクラブ数で数えるため、場所は1つであってもクラブ数は3つあることになっている。

(委員長)

だから、1か所で3つということになると、15は15として、15か所はないということだろう。1小学校区に1児童クラブの開設を基本とすると書かれているけれど、それは幾つになるのか。それをお伝えいただければよい。

(子育て支援課)

平成27年度は11か所である。ただ3月末に1か所止められた経緯がある。

(委員長)

11か所15クラブということだな。

(委員)

今の質問に関連するのだが、小学校区は11あるのか。

(子育て支援課)

小学校区は9である。

(委員)

では、小学校区には1つ以上はあるということだな。

(子育て支援課)

双海地域の翠小学校の校区には児童クラブがない。それは隣接する由並小学校の児童クラブに通っても構わないということとしている。同じく中山地域では佐礼谷小学校になかったものの、地元から声が上がり、今年の7月1日付けで新しいクラブを開設した。

(委員)

そうすると、おおむね成果指標に出している目的は達しているということだろうか。それとも積極的に作りたいのか、市としてはどうなのだろうか。

(子育て支援課)

佐礼谷の例と同様、まだ普及していない地域には、普及させたいと考えている。

(委員)

保護者ニーズとか利用者ニーズという言葉がよく出てくるのだが、具体的にはどんなものがあるのか。先ほどあった時間延長をしてほしいというのは、それが実現した一つの例だと思う。自分の所にも欲しいという声に答えて対応したというのは今の例であるが、ほかにどんなニーズが挙がっているのか。

(子育て支援課)

お金の面では、基準ではないのだが3,000円というところが多い。一部の地域でももう少し低い地域もあるのだが、それは合併前からずっと継続した運営方法から来ている。実際保護者としては、安く長時間見てほしいというのが本音だと思う。一部の保護者からは勉強やスポーツなど、特別なことをやってほしいという意見もある。民間の事業者はそういったことにも対応してくれるので、今までの運営委員会という形ではなく、そういう柔軟な対応をしてくれるところに委託したいと考えている。

(委員)

そうすると、3,000円の利用料で民間事業者に委託してやってもらっているわ

けであるが、そこでは問題になることはなく、できているのか。

(子育て支援課)

基本額が3,000円であり、延長料金は別にかかってくる。それでも保護者は利用されているので、そういう不満の声はない。

(委員)

地域の差が出ていると。しかも現実のニーズではなく、昔からの状態で差があるというのは、知ってしまうと高いところの人は不満に思うと思う。規模の問題からいろいろあると思うのだが、やはり合理的な理由を説明できないと、同じサービスを受けているのに違っているのは不満のもとになる。したがってできるだけ料金を平準化していく、安い方に下がればいいと思うのだが、今後の方向性として、平準化していく努力が必要になると思う。

(委員)

プロポーザルで民間委託をされたということであるが、その民間業者は15クラブ全部を見ているのだろうか。

(子育て支援課)

民間委託は8クラブである。

(委員)

通常我々が考えると、民間委託すれば住民ニーズと財政面で効果が出ると思うのだが、指定管理者に委託しているにも関わらず、通常よりお金がかかっている感じがするのだが、それは安くなっているということなのか。

3,000円というのは保護者から集めるお金だろう。あとは市や県から補助が出て、それを民間に渡していると思うのだが、委託前と委託後に財政面で効果が出ているのだろうか。

(子育て支援課)

プロポーザルする際、目安の数字は委託前の児童クラブの運営費とほぼ一緒になっている。プロポーザルをかけた後に財政面が高くなり効果が現れないのではいけない。そういうところで、プロポーザルにかける児童クラブの目安の数字はほぼ同じにしている。

実際に民間事業者に渡す契約金額は少なめの契約になっている。ただ個々の児童クラブの運営については、ほぼ人件費になっていることから、あまり金額を下げた運営とすると、民間事業者の経営にも影響を与えると思うので、劇的に支出が減るということはないと考えている。

この児童クラブの委託料については、県、国から基準に沿った形で3分の1ずつの補填がある。その基準数値を下回る委託料を設定することもできないこ

とから、市としては、事業者の方あるいは運営委員会の方に有効に使っていただけるような委託料を設定している。

(委員)

話にあったように、保育料は見てくれる時間が延長になっているから以前よりは単価が当然高くなっている。内容的にもスポーツとか、勉強を教えてくれるなど、質的にも向上しているので、それは良いことだと思う。

(委員)

利用者というか、保護者の方々から一律にアンケートをお取りになっているのだろうか。

(子育て支援課)

毎年アンケートは取っているのだが、去年は民間事業者への委託準備もあり、アンケートは取っていない。

(委員)

逆に民間委託になったのだから、そこもどうだったか見る必要があったのではないか。質の評価も含めてやっていただきたい。

別の質問である。人工数が0.2から0.57に上がったのは、新しくプロポーザルの準備をしないといけないから事務量が増えたという理解でよろしいか。来年度以降は減っていくということだろうか。

(子育て支援課)

プロポーザルによる事務量の増加により、数字が増えた。来年度以降この数字は減っていく。

(委員)

私も今の意見と一緒に、1小学校区に大体1児童クラブの開設という成果は上がっているので、保護者にアンケートを取って、民間委託は質の向上を目指してもらいたいと思った。

先ほど保育所では待機児童のことが出たのだが、こちらのクラブでは待機児童は大丈夫なのだろうか。

(子育て支援課)

児童クラブの場合、待機児童はいないものの、旧伊予地域はどこの児童クラブも一杯一杯になっていることは事実である。

(委員)

そうすると今後増加すると、増やすという成果指標になるのだろうか。

(子育て支援課)

市の考えとしては、先ほどから出ているとおり、待機児童の発生を防がない

といけない。来年度には恐らく新しい児童クラブができるのではないかと思う。今は水面下で調整中である。

(委員)

少しずつ増やしていくということだな。先ほど1つ止めたとおっしゃったのだが、特に問題なく止められたのだろうか。

(子育て支援課)

ここはNPO法人の児童クラブであった。事業者の都合で止められた。

(委員長)

ありがとうございました。対象者が3年生までから6年生までに広がったわけだから、対象児童数は増えていると思う。どのくらい増えたのだろうか。児童クラブのキャパもあるだろうが、対象児童数は調べられていないのか。

(事務局)

計算上は倍だろう。

(子育て支援課)

ご指摘のとおり、単純計算では倍であるが、実際に高学年にもなるとほぼ来ない。実際は4年生くらいまでであり、実際登録も少ない。したがって待機児童は発生していないという現状である。

(委員長)

待機児童絡みではそういう話にも発展するのかなと思った。ますます少子化と言いながら、大きな方針が変わり枠組みが広がっているから、適時対応していただければと思う。

No. 7 ぐんちゅう保育所運営事業（子育て支援課）

修正箇所：事業活動の実績保育料（現年度調定額）26,243⇒36,243

事業内容：ぐんちゅう保育所内にて、ゼロ歳から5歳児までの保育を行う。

直接事業費：予算額72,954千円 決算額60,411千円

(子育て支援課)

事業を行うに当たり、0.19人工の人件費がかかっている。昨年の課題であった定員の増加については、平成26年度の定員120人から条例改正を行い、平成27年4月から定員150人とした。7月1日現在で137人であり、定員にはまだ余裕がある。成果指標に関しては、入所児童数の増員を図るとともに、合わせて保育士、調理員数を確保することから、これらの人数を実績としている。

自己評価については、市内最大規模の保育所であり、開設当初から異年齢児

保育やバイキング給食を取り入れるなど、先進的な保育の取組を進めている。最も希望者の多い施設であることから、妥当性評価をAとしている。課題認識にあるとおり、希望者の増加とともに、安全な保育環境の提供が課題となっている。この保育所では市内で唯一、通常の保育とは別に保護者の就労や傷病等による緊急時・育児疲れ解消等の私的な理由等に対し一時的に保育を行う「一時預かり事業」に取り組んでいる。したがってほかの保育所以上に事故等のリスクが高い施設となっていることから、今年度は国の補助を受けて、事故予防のためにビデオカメラ1台を設置することとしている。また、施設整備から10年以上が経過しており、施設の修繕費がここ数年増加傾向にあるので、施設の維持管理と合わせ、安全な保育環境の提供を検討している。今後も保育士の確保に努めていきたいと考えている。

(委員)

適切な運営ができればいいくらいに考えていた。

定員が120人から150人に増えたとある。病気の子も見てもらえるようになったのだが、施設的には変わらないのか。

(子育て支援課)

病児・病後児は別施設である。保育所はもともと面積に余裕があり、抑え気味の定員設定としていた。今回、面積に応じた定員としている。

(委員)

そうすると、ぎゅうぎゅう詰めというわけではなく、空いているスペースがあったので、それぐらいは見てもらえることになったということなのだな。

安全な環境とするために、ビデオがどうこうと言われたのだが、なぜビデオになったのかお聞かせ願いたい。

(子育て支援課)

今年度1年限りではあるが、国の補助を受けてビデオカメラの設置が可能になった。私立保育所は全て大丈夫なのだが、公立保育所はたくさんあるので、事故のリスクを考え、ぐんちゅう保育所に設定することとした。ビデオカメラ設置による録画により、実際の裁判や事故への対応に対する補助となる。

(委員)

保育料の収入が3,600万で、直接事業費が6,000万とある。民間というか私立保育園のベースで計算すると、この計算は変わるのだろうか。私立の保育園にはこれとは別に補助金が出る計算になるのかどうか。つまり、私立ベースの収支計算書と比較等々して、市が直接運営していることの効率性の分析ができているかどうかお聞きしたい。

(子育て支援課)

保育料は公立も私立も全く同じである。私立については、国・県から負担金が市に入り、それを施設に払う形となる。公立保育所については、交付税措置として入ってきているので、明確に幾らというのが表に出てこない。

(委員)

財源内訳にある国庫支出金のような数字が計算できないということなのか。比べるものがないので、よく分からない。同じベースでやるとどうなるのか。市が直接やっていることで非効率なところがないかどうかという見方をしていただければと思う。

(委員)

所属長の課題認識に、園独自の保育内容の提供あるいは保育サービスも充実していることから利用者が増加しているとある。実績のところ、ごくわずかに減っていると思う。その利用者が増加しているという認識は、施設の内容とスタッフから見て適正な人員が1,440にも関わらず1,600ものニーズがあるから利用者が増加していると見ているのか。この増加という意味合いは何か。

(子育て支援課)

これは実績を見て年々ほぼ増加しているという意味である。目標設定の数値については、定員が増えたにもかかわらず変更されていないので、この辺りは見直ししたいと思う。

(委員)

直接事業費の金額約7,200万というのは、ほとんど人件費なのだろうか。施設整備費も入った上での事業費なのか。

(子育て支援課)

施設整備費は含まれていない。運営に係る経費である。人件費であったり、給食であったり。

(委員)

それから、成果指標の設定の考え方に「入所児童1人当たりの事業費を成果指標に定め、指標の増を計画的に抑制する」とある。これは1人当たりの単価を取って、それが増えないよう抑制していくということなのだろうか。財政的に見ると非常にいいのだが、保育の内容が変われば増えていかざるを得ないと思う。その辺りはいかがだろうか。

(子育て支援課)

ぐんちゅう保育所やとりのき保育所は、大規模な施設なので、1人当たりの事業費を抑えたとしても、それほど大きな影響はないと思うのだが、小規模の

保育所になると大きな影響になる。この指標設定の考え方については見直しをしたい。

(委員)

事業そのものは、必ずやっていただかないといけない。

とにかく全国的にいろんな保育所で、うつぶせで亡くなったとか、あるいはいろんな事故が起こったということもあるので、伊予市では起こさないよう努めていただきたい。

(委員)

私は、この事業に関して特に意見はない。

(委員)

入所の要件に両親や家の状況により、入られる方がいらっしゃると思う。その後状況が改善された場合はどうなるのか。そういった追跡調査はやっているのだろうか。

(子育て支援課)

保護者の条件だろうか。一番多いのは仕事が変わったということである。今は保育標準時間や保育短時間¹の定めがあり、切替のためにも勤務証明書等を取ってもらう。園長が資料として、どこに勤められているとか病気で家にいるとか把握しており、変更の際はその都度提出してもらっている。

(委員)

その都度とはどういうことか。

(子育て支援課)

勤務先が変わったとか、病気が治ったので仕事を始めたとか。病気になって仕事を辞めた場合は診断書等を出してもらう。

(委員長)

事業活動の実績のところ、保育士・調理員数（臨時・パート）と書いてあるのだが、この34人は全部臨時とパートということか。それから34人の内訳、保育士が何人で調理員が何人だろうか。

(子育て支援課)

臨時、嘱託、パートだけではなく、正規職員も入っている。

内訳について、手持ちの資料が平成28年度現在の資料であり、記載している

¹ 保育の必要量によって区分される。保育標準時間は父・母いずれかの月の就労時間が120時間以上であり、保育時間は11時間（7時～18時）となる。保育短時間は父・母いずれかの月の就労時間が120時間未満であり、保育時間は8時間（8時～16時）となる。区分によって保育料が異なる。設定された時間以外の保育は延長保育となり、別途延長保育料が必要となる。

34人とは異なるのだが、参考までに報告する。

保育士嘱託が4人、保育士臨時が4人、保育士パートが6人。調理員の嘱託が1人、臨時が2人、パートが2人、嘱託栄養士が1人である。

(委員長)

ありがとうございました。

先駆的にバイキング方式の給食を取り入れているとおっしゃったと思う。これはほかの所ではやれていないのか。

(子育て支援課)

お見込みのとおり、ぐんちゅう保育所のみである。

(委員長)

それはキャパの問題なのか。それともできるけどやっていないのか。

(子育て支援課)

イベントとして臨時的にやっているのは見たことはあるのだが、定期的にと
いうのは、分かりかねる。

(委員長)

良いことなら、それを普通のやり方にしていけばいいかなと思っただけで
ある。私は以上である。